

# 群馬県立渋川高等学校部活動に関わる活動方針

令和5年4月  
群馬県立渋川高等学校

## 1 目的

部活動は学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図るものとする。

## 2 本年度の設置部活動

運動部 17部、文化部 7部、同好会 5団体

### 【運動部】

陸上競技部、バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部、卓球部、ラグビー部、サッカー部、水泳部、山岳部、バドミントン部、スキー・スケート部、柔道部、剣道部、テニス部、空手道部、野球部、自転車競技部

### 【文化部】

吹奏楽部、美術部、写真部、囲碁・将棋部、社会部、科学部、パソコン部

### 【同好会】

JRC、鉄道同好会、CBC、文芸、クイズ

## 3 本年度の活動方針

### (1) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- ・少なくとも週1日以上以上の休養日を設定する。(詳細は各部ごとの活動計画による)
- ※ 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。
- ※ 中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることを考慮し、少なくとも週1日以上以上の休養日を設定することとするが、学校の実態や全体の活動状況を踏まえながら今後も検討を続け、より適切な対応をしていくこととする。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準じる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

#### ③ 活動時間

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。
- ・学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

#### ④ 朝練習

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。

- ・朝練習を行う場合は、生徒の自発的発想から実施するようにする。

#### ⑤ 考査前の扱い

- ・考査1週間前は原則として部活動を禁止し、学習に集中させる。
- ・公式試合等が直後にある場合等は、「考査期間中の部活動活動願」により許可を得て短時間の活動を認める。(練習試合は原則不可)

#### ⑥ 活動計画書・実績報告書の作成・報告

- ・毎月末に翌月の活動計画書と当月の実績報告書を作成し、管理職に提出する。

### (2) その他

#### ① 安全対策

- ・事故等の未然防止のために、環境整備・安全点検をこころがけ、安全に活動できる環境を整える。
- ・生徒の健康状態を常に把握し、指導に当たる。
- ・事故等発生時は、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等、初期対応を確実に実施する。

#### ② 参加する大会等について

- ・生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

#### ③ 経費について

- ・活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- ・各部において部費を徴収する場合は、通帳と出納簿を作成し、会計年度末に会計報告を行う。

#### ④ 外部指導者について

- ・専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了承の下、外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

#### ⑤ 部活動の検討について

- ・適切に部活動を実施するため、「適正な部活動の運営に関する方針」改定(令和5年4月1日改定)に基づき、各部活動の取組状況を把握し課題を検討する。